

第223回大阪市外郭団体評価委員会

令和 6 年 8 月 1 日

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(1) (株)大阪水道総合サービスの令和 5 年度経営評価（財務運営の実績）について	2
(2) (公財)大阪市救急医療事業団の令和 5 年度経営評価（財務運営の実績）について	4
(3) (社福)大阪社会医療センターの令和 5 年度経営評価（財務運営の実績）について	7
(5) (社福)大阪社会医療センターの中期計画の変更について	15
(6) 大阪市高速電気軌道（株）の中期計画の変更について	22
(4) 大阪市高速電気軌道(株)の令和 5 年度経営評価（財務運営の実績）について	26
(8) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 22 条第 1 項に基づく報告について	27
(9) 大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果について	29

開会

開会 午前10時

【上塚法人担当課長】 定刻になりましたので、第223回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、堀野委員長にお願いいたします。

堀野委員長、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 本日は、委員全員にご出席いただいております、大阪市外郭団体評価委員会規則第 6 条第 2 項により会議が有効に成立しております。

本日の議題、(1)から(4)の「外郭団体の令和5年度経営評価（財務運営の実績）について」、(5)と(6)の「外郭団体の中期計画の変更について」、(8)の「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱 第22条第1項に基づく報告について」、(9)の「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果について」は公開で、(7)の「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第17条第1項に基づく協議に対する本市の同意について」は法人情報ですので非公開で行います。

(1) (株)大阪水道総合サービスの令和5年度経営評価（財務運営の実績）について

【堀野委員長】 それでは、最初の議題について、事務局から説明をお願いします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

水道局において、所管する外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスの令和5年度経営評価（財務運営の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、株式会社大阪水道総合サービスの令和5年度経営評価について、所管所属から説明をお願いします。

【水道局】 おはようございます。水道局企画課長の柿田と申します。

それでは株式会社大阪水道総合サービスの令和5年度事業経営評価について説明させていただきます。

資料、令和5年度事業経営評価、大阪水道総合サービスをご覧ください。

まず表の上段、中期目標期間ですが、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間となりまして、令和5年度まででこの中期目標期間を終了しております。

次にその下の中期計画達成状況でございますが、指標Ⅰとして売上高、こちらについては令和2年、3年度は15億円以上、令和4年度は17億円以上、令和5年度は18億円以上という目標値に対しまして、各年度の実績値は、令和2年、3年度は14.98億円、令和4年度は17.5億円、令和5年度は18.8億円となりました。指標Ⅱの営業利益率につきましては、各年度5%以上の設定に対しまして、実績値は、令和2年度から順に8.8、8.6、6.3、5.2%となりました。

それでは次にその下ですね、外郭団体の自己評価についてです。中期計画の目標達成状況は、アの達成としています。その下の団体の自己評価についてですが、これまでの業務実績において、受託事業体からの信頼を得たことで、業務の範囲が広がり増額更新できたことや、企画部門の体制強化により新規業務を獲得できたことが成果となっており、売上高は目標値をおおむね達成することができたとのことです。また、営業利益率につきましては、人員の体制強化など費用の増が影響し、中期計画期間を通じて減少はしておりますが、施工管理関係業務などの収益性の高い業務に注力して、効率的な業務を行ったことで目標値を達成することができたとのことです。

次に専門家の評価についてです。団体の監査役である公認会計士から意見を聴取しています。売上高につきましては、従来から品質向上に継続して取り組んできた姿勢が顧客の信頼を得ることにつながり、また、人材の育成強化の効果が出始めたことが新規業務の獲得につながり、目標を達成でき、それが会社の強みになると評価をされております。また、営業利益率につきましては、今後も引き続き人材育成を行うことで費用増が続くものの、将来を見据えた投資であり、積極性が伺えること、また、利益率の高い業務へシフトするなど、収益性を意識した経営を行っていることで目標を達成することができたと高く評価をされております。

次に市の審査についてご説明いたします。中期計画の目標達成状況は、ア、達成といたしました。売上高につきましては、令和4年度から引き上げた目標値を上回る実績となっており、企画営業部門の体制強化を行ったことが大きいと考えております。営業利益率が減少していることにつきましては、その企画営業部門の体制強化や事業部門の体制充実のための人員増による費用増がある中で、それ以上の売上高がなかったことと考えておりますが、売上高、営業利益率ともに目標値をおおむね達成しており、団体の自己評価は妥当であると判断をしております。

最後に市の評価についてです。売上高、営業利益率ともに中期計画に定めた目標をおおむね達成できたことを評価しております。一方で体制強化に伴う費用の増加により、営業利益率が減少している中で、今後も売上増に向けてさらなる体制強化を図ることとしており、こちらの資料には数値の記載はございませんが、令和6年度以降の営業利益率の目標値が低いものとなっております。このため、今後の経営状況については、収益性や生産性に関する経営指標にも注視するとともに、人員増による収益性の向上の効果、今後どのように発現されていくのかという点について継続して状況を確認し、監理してまいりたいと

考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いします。

それでは、1点、堀野からご質問させていただきますが、営業利益率ということで、手元資料でも、令和4年度、令和5年度と人員が大体30人ずつぐらいどんどん増えていっている状況かなと思うんですけども、これは今回の利益率というところでは、人件費がそれだけ採用して増えたということもあると思うんですけども、あと、賃金の向上、アップとか、そういった施策ということも影響はしているのでしょうか。

【水道局】 そうですね。主には人員が増したことが一番影響しておりまして、ベースアップについても、一定の職員に対しては行っているんですが、そこまで影響は、この中ではしていないと聞いております。あくまで人員が増したことが一番大きい。

【堀野委員長】 ありがとうございます。そうすると今後は、恐らく物価の世間の流れからいくと、ベースアップ等も考えていかないといけないとなると、ますますこの営業利益率というのは厳しくなるので、営業が売上高のほうも上げていかないといけないというそういうことと理解いたしました。

【水道局】 おっしゃるとおりでございまして、ベースアップのほうも考えておりまして、人材の投資に向けて頑張っていきたいと考えております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

【水道局】 ありがとうございました。

【堀野委員長】 それでは、答申ですけど、特段異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(2) (公財)大阪市救急医療事業団の令和5年度経営評価（財務運営の実績）について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

健康局において、所管する外郭団体である公益財団法人大阪市救急医療事業団の令和5年度経営評価(財務運営の実績)について、大阪世外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【健康局】 健康局健康推進部保健医療企画担当課長の松川と申します。

私のほうから、大阪市救急医療事業団の事業経営評価につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、財務運営の実績に関する指標のところをご覧ください。指標Ⅰといたしまして、診療収入百万円あたりの物件費を指標としておりまして、令和5年度の最終の実績でございますが、目標値23万5,497円に対しまして、28万2,312円となっております。指標Ⅱにつきまして、診療収入百万円あたりの患者窓口未収金額(当該年度分)を指標Ⅱとしておりまして、令和5年度の目標値といたしまして、713円に対しまして、実績381円となっております。

外郭団体の自己評価の欄でございます。中期計画の目標達成状況でございますが、イ、未達成となっております。総合的な評価でございますが、令和5年度につきましては、5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行がございまして、患者数はコロナ前の水準に戻りつつあった状態ではございますが、1年間の患者数は最終的にはコロナ前の約83%までの回復にとどまったという状況でございます。

指標Ⅰにつきましては、患者数がコロナ前の水準まで回復していない中、光熱水費ですとか消耗品費の節減と物件費の抑制に努めたものの目標を達成することができなかった。

指標Ⅱにつきましては、これまで同様、窓口での診療代金の徴収を強化いたしましたり、粘り強い患者への督促を行ったことにより目標を達成することができました。中期計画期間中、新型コロナウイルス感染症による影響で、診療収入につきましては、期間の前半は相当な減収となりまして、後半はかなり持ち直したというものの指標Ⅰにつきましては、期間中、高熱水費や消耗品費の抑制に努めたものの目標を達成することができなかった。一方、指標Ⅱにつきましては、窓口徴収の強化や粘り強い督促を行ったことにより、期間を通して目標を達成することができたとしております。

次に専門家の評価でございます。指標Ⅰにつきましては、期間中、診療収入の毎年回復の傾向にある中、経費抑制の努力もあり、実績値は毎年改善していますが、診療収入の回復傾向が緩やかで、物件費のうち固定費部分の負担が大きいこともあり、期間中、目標未達成となっております。指標Ⅱにつきましては、日常の回収努力が結果として現れ、期間中、目標達成となったと評価しております。

次に市の審査でございます。中期計画の目標達成状況につきましては、イ、未達成となっております。審査結果でございますが、指標Ⅰにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、中期計画期間中、一度も目標達成とはならなかった。ただし、実績値につきましては、毎年改善しております。指標Ⅱにつきましては、未収金対策の強化が図られた結果、全ての年度で実績値が目標を達成した。この間の新型コロナウイルス感染症による影響及び専門家の評価も踏まえ、事業団による自己評価については妥当であると判断しております。

最後に市の評価でございます。指標Ⅰにつきましては、コロナ前に比べ、診療収入が大幅に減少していることに加え、新型コロナ対策としての費用負担もあり、中期計画期間中の全ての年度で目標未達成となりました。ただし、光熱水費や消耗品費等の見直しをはじめ、実態に応じて医師や看護師の出務を絞るなど、出務体制の見直し等を行い、タクシー代の節減やまたジェネリック医薬品の導入の拡大を行うなど、事業団として最大限に経費節減に努めてきたことは評価するとしております。指標Ⅱにつきましては、いずれの年度も目標を達成しており、現在の取組が功を奏しているものと評価する。引き続き、現在の取組を着実に進め、対象事業を安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤の確保につながるよう取り組まれたいとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

令和５年度に関しては、５月まではコロナウイルスの影響を受けているということで、回復が緩やかだということなんですけど、５月以降はコロナ前の水準に戻りつつあるというふうに読んだのですけども、仮に５類移行の後、この部分だけを取り上げて、この期間の診療収入と物件費の割合でいくと、例えば６月以降の部分を１年間に換算して、それで物件費との割合を計算すると、どれくらいに。目標にはそれでも達成しないのでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。

最終的に5月以降も患者さんの回復というのは83%ということで、戻りきれていないという状況でございます。ですので、5月以降という形で期間を限定したとしても、これは目標は達成していない状況でございます。では、患者が達成していったらどうかということもあるんですが、やはりコロナがございまして5類に移行したタイミングで、やはり感染対策、5類ですので、全ての診療所が患者様の受入れをする必要がございますので、こちらにも少し書かせていただいておりますが、感染症対策等の費用というものを少し入れたところでございます。空気清浄機ですとか、そういう場所を分けるとか、そういったものの導入費用とかもございまして、そのこのところも含めまして、5年度につきましては目標は達成できていないという状況でございます。

【村田委員】 分かりました。ということは次の計画、策定にあたってはやはりかなり厳しい状況と考えたらよろしいですか。

【健康局】 ありがとうございます。

次の計画につきましては、目標の設定が、令和5年度の実績値にコロナ前の令和5年度と比べまして、患者数を割り戻して金額のほうの設定をさせていただいておりますので、そこは何とか目標を達成していけるのかなと、いくように努力させていただきたいと考えております。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは質疑応答については以上で終了といたします。

こちらも答申としては妥当でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(3) (社福)大阪社会医療センターの令和5年度経営評価（財務運営の実績）について

【堀野委員長】 それでは続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

福祉局において、所管する外郭団体である社会福祉法人大阪社会医療センターの令和5年度経営評価(財務運営の実績)について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属から説明をお願いします。

【福祉局】 福祉局生活困窮者自立支援室長の向井でございます。

まず冒頭に委員会に出席ということで登録しておりました課長が市会対応で出席できなくなりましたので、代理で北島が参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、日頃は大阪市の福祉行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。これから福祉局が所管しております社会福祉法人大阪社会医療センターにおける令和5年度の経営評価について諮問をいたします。令和5年度につきましては新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが5類感染症へ移行し、この間のコロナ禍における運営から大きな転換が求められました。

それでは、中期計画の達成状況に係る評価につきまして、自立支援課長の金崎からご説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【福祉局】 福祉局自立支援課長の金崎でございます。

では、社会福祉法人による大阪社会医療センターにおけます、令和5年度の計画につきましてご説明いたします。令和5年度事業経営評価をご覧ください。

まず年度計画達成状況でございますけれども、財務運営の1つ目の指標としまして、医療収益の増加を掲げておりまして、令和5年度の目標値14億1,077万6,000円に対しまして、実績は13億8,238万円となりました。次に2つ目の指標としまして、病床の利用率を掲げておりまして、令和5年度の目標値86%に対しまして、実績値は87.13%となりました。

この結果に対します、団体の自己評価ですけれども、医療事業収益額におきまして、療養病床30床に対しまして、1日平均2.5人にとどまったことですか、ほか、一般の入院診療収益が目標値を下回っていることにより、外来のほうは増収があったりですとか、コロナの患者受入れのための病床確保に係る補助金の繰入がありましたが、目標値を達成することができず、また、令和5年度の当期活動増減差額が約8,200万円の赤字となったため、中期計画見直しを検討することとしておりまして、中期計画に対する進捗状況としまして、ウの計画見直し必要としております。最終目標達成に向けました課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組としまして、療養病床の本格稼働に向けまして取組を進めるとともに、新たな医療事業収益の増収策を中期計画に盛り込み、取組を進めていくこととして

おります。

次に、専門家の評価でございますけれども、本団体の監事に就任いただいております公認会計士の意見としまして、療養病床が本格稼働に至っていないことが、医療事業収益額の目標値を下回る大きな要因となっておりまして、財務状況が逼迫しており、翌年度は療養病床の稼働率の向上に向けた取組ですとか、その他の医療事業収益の増収に繋がる取組を行うことにより、成果をすることができなければ、さらなる財務内容の悪化が懸念されると意見をいただいております。

次に市の審査でございますけれども、各指標の達成状況を見ますと、指標Ⅱについては、目標を達成できたものの、指標Ⅰにおいては、療養病床の稼働の遅れにより目標値を大幅に下回り、外来診療報酬の増収や、新型コロナ補助金の繰入等でも賄えない状況でありますため、療養病床の利用率向上に向けた取組を引き続き行うとともに、新たな取組により医療収益の増収を図るため、中期計画を見直すとした団体の自己評価は妥当であると考えており、本市としましても中期計画に対する進捗状況につきましては、ウの計画見直し必要としております。

次に本市の評価をご覧ください。当該年度の本市の総合的な評価としまして、病床利用率につきましては、目標を達成することができている一方で、医療事業収益は目標を達成することができなかったというところです。今後は課題となっております療養病床の利用率向上に向けた取組を引き続き行うとともに、外来や一般病床など他の医療事業収益の増収を図っていくことができなければ、資金状況が悪化していくことが想定されるため、着実に実行するというふうにしております。

それでは、次のページをご覧ください。今年度は、中期目標の最終年度の前年度となりますので中期目標の期間を通じました評価を行いましたため、その説明を行います。

指標のⅠ及び指標のⅡにおける目標値と実績値は記載のとおりとなっております。

その団体の自己評価ですけれども、中期計画の初年度、令和2年度ですけれども、こちらにつきましては12月に新たな病院の開院といったことがありまして、移転時の搬送による患者負担の軽減といったこともあり、入院や手術の実施を精査したことに加えまして、新型コロナウイルス感染症、感染拡大による受診控えといったこともありまして、両指標における目標は達成できなかったところでございます。令和3年度、4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける形の運営ということになりましたけれども、医療事業収益につきましては病床確保に伴います補助金の繰入もあり、目標が達成できた

と。また、病床利用率につきましても目標をおおむね達成することができました。令和5年度ですけれども、一般の病床利用率は目標を達成できたものの、医療事業収益は療養病床の収益が目標値を大きく下回ったこともありまして、目標を達成することができなかったため、今後は療養病床の本格稼働に向けまして、引き続き取組を行うとともに、併せて中期計画の見直しを図りまして、新たな医療事業収益の増収策を盛り込みまして、取組を進めていくといったことから、計画に対する進捗状況としましては、ウの計画の見直し必要と評価しております。

専門家の評価ですけれども、この間の新型コロナウイルス患者受入のための病床確保に伴う補助金の繰り入れによりまして、新病院建設に係る借入金の一部繰り上げ返済を行うことで、財務状況の改善を図ることができた一方で、令和5年度の当期活動増減差額は8,200万円の赤字を計上しておりまして、今後はコロナ禍での運営からの転換を図り、医療事業収益の拡大に向けた取組を進めていくことができなければ、さらなる財務状況の悪化を招く恐れがあると評価されております。

市の審査としましては、計画に対する進捗要求は、ウの計画見直し必要としており、令和5年度の状況を見ますと、やはり計画の見直しを行いまして医療事業収益の拡大に向けた取組を進めていくとする団体の自己評価は妥当であると判断しております。

最後に、本市の総合的評価でございますけれども、中期目標期間、初年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらの運営となり、その中で、令和3年度、4年度は、指標目標を達成することができましたものの、令和5年度は課題となっております療養病床の利用率の向上が必須であったことから、さまざまな取組を行ってまいりましたが、目標を達成することができなかったということでございます。今後は療養病床の利用率の向上に向けた取組を着実にを行うとともに、さらに他の医療事業収益の増収につながる新たな取組を進め、財務基盤の強化を図り、地域に開かれた医療サービスの拠点としての役割を果たしていただくと考えております。

大阪社会医療センターにおけます令和5年度の財務運営の実績に関する評価は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いします。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

全体の赤字が8,200万ということですが、療養病床の部分をセグメントとすると、

どれくらいの赤字になるのでしょうか。

【福祉局】 セグメントでの収支の管理ができておりませんで、ただ、もともと療養病床の収益でいいますと、2億円くらいの収益を見込んでおりましたが、実際は1,200万の収益ということで、1億9,000万ぐらいの乖離があるという状況でございます。

【佐藤委員】 ただ、収入が減ると費用のほうも、固定費はかかりますけど、変動費は減ると思うんですけど、丸々赤字にはならないと思うんですけど、だいたいどれくらいというのは分からないものですか。

【福祉局】 療養病床の費用というと、一番大きいのが看護師さん・看護助手の人件費となってくるわけですけど、令和5年度につきましては、特に上半期は看護師が、もともと療養病床の定数が10名なんですけども、令和5年度の上期でしたら、2名とか3名ぐらいの看護師しか入っていなかったんです。その辺の人件費並びに看護師について10名の定数のところを6名くらいというところなので、その看護師と看護助手の人件費と、すみません、数字があれですけども、その費用があるというところで、かなり収支が悪い状況ではあるのは間違いないところでございます。

【佐藤委員】 今後、中期計画を変えられるということで、原因の特に大きいところがこの療養病床ということですけど、やはり完全なセグメントの利益はいらないと思うんですけど、ある程度、今現状がどれくらいの赤字で、今後いろいろ対策していくと、対策する費用もいるかと思いますが、どうなっているかというのをシミュレーションしないと、中期計画をせっかく作っても、達成できないかもしれないので。その辺がちょっと気になりました。

【福祉局】 佐藤委員のご質問の、もし療養病床が満額入っていたらというお話ですけども、だいたい療養病床の去年、一昨年の収益につきましては、1日1人あたり1万1,000円前後なんです。それで考えますと、予定通りに入れば、収益だけで見ると1億1,000万ぐらいなので、そこがうまくいけば、ご質問のある赤字が解消されるのかというのは、恐らくそうだと思うんですけども、そんなに大きくはないというのが一つ考えているところ です。

【佐藤委員】 新たに看護師さんを採用されたりとか、人件費の分、上がっていると思いますので、8,200万の赤字が、そこが順調にいったとしても、どうなるかといったところを見極めておかないといけないかなと。

【福祉局】 そうですね。順調にいけば、赤字が解消されるとは思われるんですけど、

ちょっと数が立っていないというのが現状でございます。

【佐藤委員】 私からは以上です。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。今の点に関連して質問させていただきたいんですけども、看護師さんとか看護助手の確保がなかなかうまくいかなかったということなんですけども、そもそも療養病床を利用される方自体が少なく、仮に人員の確保ができたとしても患者さんが見込みほど入らない可能性というのはありますか。

【福祉局】 令和5年の下期のほうから、かなりの看護師の募集、応募もありまして、それは体制が整ったところでして、令和6年度の4月、5月で10数名入っているところでございます。今後そういった、近年病院との働きかけを通じまして、患者の獲得は引き続きやっていけば、それなりに回復できるものと考えてございます。

【上崎委員】 そうしますと、患者さん自体はいらっしゃるという認識で、ということですか。ありがとうございます。

【福祉局】 補足しますと、病院報告というのが厚生労働省が出しているものがありまして、療養病床につきましては、病院全体の平均在院患者数よりも、減りが多いというのが実態としてはございます。ただ、そんなに大きく減っているわけではない、やはり企業努力というか病院努力で埋まっていくものというふうには予想はしております。

【小林委員】 委員の小林です。

療養病床の看護師さんの確保については、今は進んでおられるというふうに、今のご回答から理解したんですけども、これまでやはり、看護師の募集に苦勞されたという点につきましては、コロナの影響ということで、こちらには書かれているのですが、この病院の特殊性などについて、どのように分析されているのか、今後のことも含めて、特殊性がなく全体的に、社会全体でフォローされたということなのか、あるいは、この病院の特殊性、またはその募集の方法なり、何らか問題があったのかということを分析されていましてら教えてください。

【福祉局】 看護師の募集につきましては、通常の病院と同じように、専門職看護師、そういった紹介会社ですとか、そういったかなり専門的な会社にも依頼をしまして、一定募集をかけて応募があるんですけども、実は看護師よりも看護助手の応募状況が非常に厳しい状況がございます。こちらにつきましても、いわゆる人材のそういった会社には応募はしているのですが、これどの病院もそうらしいんですけど、なかなか病院よりも高齢の施設のほうに看護助手さんとか介護福祉士さんの応募があるようで、そこを応募状況が

非常に厳しいということが課題でございます。

【小林委員】 そうしましたら病院の特性とか募集方法ということではなくて社会一般のということで、今後も同じような努力を続けていかれる方針ということで理解しました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 堀野から確認なんですけれども、療養病床を本格稼働できなかったということは、人員の確保ができなかったからということなのか、何か理由がちょっとよく分からなかったんですけれども、その確保もできていないし、患者さんの数も少ないしという話なのか、ちょっとそこの本格稼働に至らないということのご説明をお願いできればと思います。

【福祉局】 本格稼働に向けましての課題、一番は看護師・看護助手の定数が充足していない。特に看護助手の定数が充足していないところが、まず課題となっております。ですので、この間も、看護師・看護助手の募集を行って、看護師はそれなりに募集があったところだと思いますけれども、ただ、看護助手が定数を満たない状況というところで、なかなかその体制が整わない中で患者を全てフルで受け入れられないというところとなっております。

【堀野委員長】 分かりました。じゃあ、もっぱら人の問題だったという、そういうことで理解しました。

それと、もう一点質問なんですけれども、一般病床については、病床利用率というところでは目標値を上回っているということで、利用率はいいんだけど、売上とか収益で見ますと、6,000万円くらいですかね。減収ということで、この関係がちょっとよく分からなかったので、ご説明をお願いできればと思います。

【福祉局】 一般病床の収益につきましては、患者数×診療報酬の単価となっております。先ほど委員のご説明にありましたように、患者数につきましては目標を達成できておるところなんですけれども、診療報酬の単価が当初の見込みよりも落ちているというところでございます。この要因につきましては、やはり手術の件数が想定よりも少なかったことによって、単価が落ちたというところでございます。

【堀野委員長】 ありがとうございます。
それはこの病院独自の問題というか、診療科目の問題ですかね。

【福祉局】 実は、年度の時期を踏まえましては、もちろん、かなり診療の単価が上がっている時期もございます。ただ、令和5年度につきましては、たまたまと言ったらあれ

ですけれども、手術の件数が少し少なかったというところでございます。

【堀野委員長】 分かりました。ありがとうございます。

【福祉局】 少し補足いたしますと、今、診療科目のことをおっしゃっていただいたかと思うんですけれども、社会医療センターにつきましては、内科、外科、整形、それと療養病床の入院病床があるんですけれども、令和4年度の収益、令和5年度の収益を比較しましたときには、内科の収益が2割減となっているのが特徴でございます。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

このほかにご質問・ご意見等ございますでしょうか。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

すみません、すごい基本的なところを教えてくださいなんですけれども、療養病床というのは一般病床とどのように違って、どういう患者さんが来られるものなんでしょうか。

【福祉局】 療養病床につきましては、急性期の治療を終えられた方で、症状が安定したけど、一定数の療養が必要な方を療養病床で受け入れて治療を行うところですので、いわゆる社会医療センターであれば、入院された方をその後、療養という形で受入れをするところが今の現状でございます。

【村田委員】 分かりました。そうすると、この病院で入院されていない、よそから療養病床だけ入院されてくるということは想定していないということですか。

【福祉局】 ほかの病院で入院された方が、いきなり療養ではなく、一旦、社会医療センターの入院病棟に行っていて、一定期間してから入院の病棟に行かれるという流れになっております。

【村田委員】 分かりました。

後もう一点、財務状況の資料、31番の参考資料なんですけれども、事業活動計算書で、医薬品等が中期計画よりもかなり上振れ、費用が多くなっているんですけれども、これは、この令和5年度だけの傾向なのか、今後も続くようなことなのか教えてください。

【福祉局】 実は、この中期計画は令和2年度からなんですけれども、ずっとこの薬剤につきましては、計画を上回る形で推移をしております。それにつきましては、もちろん外来が増えているところでの投薬の増というところと、C型肝炎ですとか抗がん剤とか、いわゆる単価が高い薬剤が増えたことによってこういった状況になっているところがございます。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 他はよろしいでしょうか。

それでは、質疑応答については以上で終了いたします。

答申につきましては審議の都合上、議題の順番を入れ替えて、5番、中期計画の変更についてを次の議題として、答申については次の議題と合わせて取りまとめを行いたいと思います。

(5) (社福)大阪社会医療センターの中期計画の変更について

【堀野委員長】 それでは続いての議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

社会福祉法人大阪社会医療センターにおいて中期計画が変更され、所管所属である福祉局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見は資料「意見書」のとおりですので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価にあたっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、あわせてご報告いたします。内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【福祉局】 続きまして、中期計画の変更についてご説明いたします。お手元の資料、中期計画の概要をご覧ください。

今回変更する箇所につきましては、資料の下段にございます、5の中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標における、指標Ⅰの医療事業収益額と指標Ⅱの病床利用率となっております。

まず、指標のⅠ、医療事業収益額についてですけれども、令和6年度の目標値を当初の計画、14億879万9,000円から、14億9,720万9,000円に変更がございます。これは令和5年度の当期活動増減差額が約8,200万円不足しているため、新たな取組などにより医療事業収益の増加を図る見直しを行うものでございます。

さらに今回、医療事業収益額につきまして、より詳細な管理をしていくという観点から、

新たに指標Ⅰ－１から指標Ⅰ－３としまして、医療事業収益額の大半を占めます一般の入院診療収益、療養の入院診療収益、外来の診療収益、この３つを目標値と設定してございます。

まず、指標Ⅰ－１、一般の入院診療収益についてですけれども、新たな取組としまして、近隣の高度急性期医療病院ですとか、診療所などからの入院患者の連携の取組を進めるといったことですか、この団体の所在地であります西成区における課題というところなんですけれども、がんによる死亡割合、市内の中で高いといったことも踏まえまして、西成区役所とも連携して、がんの検診促進事業に取り組みまして、検診を受けた方の中で手術が必要な方の措置を行うといった取組ですとか、一般病棟のより質の高い医療の提供に向けまして、看護職員の配置基準を13対１から10対１とすることによりまして、一般病棟の診療単価の増加を図ろうといった取組を踏まえまして、こういった効果を見込みまして、目標値を５億8,512万1,000円としております。

次に指標Ⅰ－２、療養の入院診療収益につきましては、現行の計画ですが、一人当たり入院の患者数が27.9人。診療単価が２万円と見込んで計画を作ってございました。しかしながら、実績値が大きく下回っているといったことがございますので、今回の計画では、直近が令和６年の４月５月、こちらの実績から段階的に増やしていくといったことですか、診療報酬単価につきましても、現状は１万4,000円程度なんですけれども、こちらの単価を用いて、目標値を設定してございまして、こういった見直しによりまして、目標値を現計画から削減と。減少といったことで、１億1,582万円としてございます。

次に、指標Ⅰ－３、外来診療収益でございますけれども、こちらにつきましては、現状におきましても、現行計画で見込んでおります収益を上回る推移をしてございまして、ですので、令和５年度におけます、診療報酬単価をベースとしまして、このがんの検診促進事業、こちらで外来患者の増加といったことを見込みまして、目標値を７億8,204万円とするものでございます。

次に、指標Ⅱ、一般病床利用率ですけれども、こちらにつきましては、当初の目標値が86％としてございますけれども、今回これを92.83％に変更するものでございます。これは先ほど指標Ⅰ－１の一般の入院診療収益のところで説明しましたように、近隣の医療機関からの入院患者の連携ですとか、がんの検診促進事業の取組といったことで、入院患者の増加を反映してこういった数値に変更を行うものでございます。

これらの、今回の見直しについての、所管所属の見解ですけれども、６のところをご覧

いただきたいと思いますけれども、この下段の括弧の財務運営の目標について、にございますように、今般、新たな取組などによりまして、医療事業収益全体の底上げを行うため、今回、目標を変更したものでございまして、本市が求める施策を安定的かつ継続的に実施するためには、収益を十分に確保していくことが求められると。そのためには、この団体が今回設定しました医業収益ですとか、病床利用率に関する指標・目標は適切なものであり、妥当だというふうに判断しております。

最後になりますけれども、福祉局としましては、今回この見直しは、この計画につきましては、もちろん策定して終わりということではなく、しっかりと進捗管理を行って、また、経営をしっかりとモニタリングしていきたいと考えているところでございます。

中期計画の変更に関する説明は以上でございます。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いいたします。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

今お聞きしました、令和6年度の修正された結果で、従来、赤字が8,200万というふうにお聞きしまして、それはどれくらいになる。

【福祉局】 お手元にデータとしておつけしているかと思う経営計画の、29ページになりますが、表の12、事業活動計算書の令和6年度の最後の欄のところで、ほぼ収支均衡、トントン、というところでございます。

【佐藤委員】 これが0というか、収支になる最低必要な目標と考えたらよろしいですよ。

【福祉局】 はい。

【佐藤委員】 先程お聞きしたのが、療養型のところの人員が集まらないというのが主な減収になったというか、赤字の原因というのをお聞きしたんですけれども、その中で看護助手の方が不足ということで、それは当病院だけでなく全体的にというふうにお聞きしたんですけれども、この辺は6年度であると、4、5、6月と進行しておりますけれども、確保のほうは進んでいるのでしょうか。これができるという見込みというのが立っているというふうにご理解されているのでしょうか。

【福祉局】 看護師につきましても、7月に2名の応募はあったところではあるんですが、なかなかその方に来ていただけないところは現状でございます。局としましては、例えばですけれども、看護助手、介護福祉士につきましては、外国籍の方、今いわゆる特定

技能登録の受入れを進めているところになるんですけど、そういった方、門戸を広げていろいろ採用はできないかといった提案もしておりまして、こういったところも検討はいただいているところ、そういったことを含めまして、今、募集等を行っているところでございます。

【佐藤委員】 今、6月だと令和6年度が4分の1進んでいるという。また、進行年度、進行時期のところでも、まだ確保できていないということなので、この令和6年度の修正されたとしても、これが達成されるというのが、お聞きしている内容ではちょっと難しいのかなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

【福祉局】 もちろん、この計画をしっかりと取り組むように、これからも団体の監理をしていく必要があるとは考えてございますので、まずはそこをやり切ると、やり切っただけというところに検証していきたいという風に考えてございます。

【佐藤委員】 現実的な見込みというよりも、収支均衡ということを目標で、その中で努力されている過程を監視していくというか、監督していくという理解でよろしいですか。

【福祉局】 もちろん我々としては、ここをしっかりとやり切っていただいて、最低収支均衡を図っていただくところが第一というふうに考えてございますし、もちろんこれが、これから6年度進んでいく中で、なかなか進展を図れないとなれば、また違った形の検討が必要と考えております。まずはこの計画をやり切っていただくことが第一と考えてございます。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【村田委員】 委員の村田です。

入院患者数、一般病棟と療養、両方なんですけども、以前の計画では、一般病棟は平成30年度の実績、療養病棟では医療開発研究所の想定値ということで、想定されているんですけど、今回の一般病棟の46.4人というのは、その根拠ですね、それと、療養病棟の患者数、これは今回も、医療開発研究所の想定患者数を参考にされているというふうに考えればよろしいですか。

【福祉局】 はい。まず、一般の入院につきましては、ベースが86%、43人であったところ、今回の新たな取組としまして、他の医療機関との連携といったところの増を見込んで、患者数、病床利用率の設定を行ってございます。次に療養につきましては説明をしましたように、現状、6年4月5月の実績をまずベースとします。そこから派生しまして、

もちろんそこは派生するんですけども、やはり我々としましては、元々の目標値でございます、27.9人、そこをめざして取り組んでいただくというところでございます。

【村田委員】 わかりました。そうすると、一般病棟はこの数字、目標数字ですね。達成可能な蓋然性のある数字というより目標数字なのかなというふうに受け止めました。

あと、療養のほうは、そもそもその医療開発研究所の前回の想定よりかなり下回っているんで、そもそもこの研究所の想定数字というのが正しいのかどうかというところに疑問がありました。それをまた今回も採用されているということですので、やはりこちらもその蓋然性の高い数字というよりは目標値なのかなというふうに受け止めました。

以上です。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一点質問なんですけれども、先ほどのご説明で、入院診療収益の一般のところ、定足数を1対12から1対10にすることによって報酬を増やすというようなお話があったように理解したんですけど、ちょっとそこがむしろ人件費が多くなる関係なのかなと思って、それが診療報酬の点数に影響することなんでしょうか。

【福祉局】 もちろん、看護師の患者を診る数によって報酬のほうは変わっていきますので、今回見直しました単価が増、つまり収益が増につながるというところでございます。

【堀野委員長】 それも人件費というか、人の確保がまず前提にあるお話かと思うので、やはりそちらも実現というところは可能なのか、そのあたりは現状の実績からするとどうなんでしょうか。

【福祉局】 もちろん、これに伴いまして採用の必要性も出てきますが、一方で現行の看護師シフトの工夫、要は日程ですね、そういった余地があるというふうに聞いておりますので、そういったことを踏まえまして今回、単価の増というところでございます。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは質疑応答については以上で終了といたします。

それではまずは事業経営評価のほうの答申ですけども、こちらは計画見直し必要ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 続いてこの計画の変更のほうですけど、意見なしではないのかなと思

うんですけど、結論ありきなのかなというのを話を聞いていますと。なので、実績からするとちょっとクリアが難しそうなので、それはどうですかね。監理されたいというようなことに留めるのか、ちょっと計画を実績から見て検討されたいというところまで踏み込むかということかとは思んですけど。

【村田委員】 本当は蓋然性の高い数字を積み上げてプラスマイナスゼロになるように、もっといろいろ事業を見直す必要があるんだと思うんですけどね。

【堀野委員長】 ですね。

【佐藤委員】 もともと達成できないという見込みの計画なので、できなかったときに何が原因かというのが分かりにくいですね。これはあたっていたけど、これは確実にいうことで、そこと比べると、それよりよかったとか悪かったとか、コストもそれに見合っ
て抑えられますけど、計画はそういうふうにするほうが私はいいとは思いますが、収支
均衡という大きな目標を与えたいというお気持ちがあるので、そこをどう考えるかですね。
好みなのかもしれないですけど。

【堀野委員長】 そうですね。達成する、最終達成のところなのかもしれないですけど。

【佐藤委員】 総務局長が出してる意見も正しくて。どうでしょう。

【堀野委員長】 これは、もし見直しをという意見を述べたら、もう一回検討される
かということになるんですか。

【上塚法人担当課長】 そうですね。それを勘案して検討しなければいけないとなります
ので、どう見直してくるのか、そういうのもございますし、総務局長の意見でも書かせ
ていただきましたように、いろいろご指摘ありましたように、本当に実現可能な目標を立て
ているんですかという部分がございますので、こういった形の意見を書かせていただい
ているんですけれども、途中、佐藤先生からもご指摘がありましたように、セグメントご
との収支管理もどうやらできていないようだとか。細かい経営の状況なり、今後の収支計
画なりをちゃんと考えられているんですかというところが非常に心配といいますか。その
部分も踏まえて、単に計画の変更というところではなくて、もうちょっと経営面で抜本的
なところを考えていただいたほうがいいのかなとは思っておりまして、専門の先生方から、
ご意見いただければなと思っていますところですよ。

【佐藤委員】 次、令和7年度以降に中期計画を立てられますよね。6年度というのは
なかなかやることが抜本的にはできないと思うのですけれども、やはりここでやったこと
が次の計画につながっていくところの1年だと思うので、これを達成するというよりも足

元を固めるというか、次の中期計画に続くような施策を抜本的に考えて、こちらを現実的なものにしながら、現実と監理を深めていくというようなことのほうがいいようには思うのですけれども、そういうことも書いていいのかというのがちょっと分からない。

【堀野委員長】 中期計画の変更をもう1回見直しということで戻しても、恐らく均衡をとらせる結論ありきに多分なるのではないかと思うと、そうするとそれよりもこれをモニタリングというか実績管理をするよう、目標値と実績と乖離がかなりあると思われるため、かなり注力してモニタリングをいただきたいというほうが現実的なのかなと思ったんですけれど。あるべき中期計画は恐らくこうではなくて実績から足元を見て、それをクリアするかどうかということで評価をしないと、本当に佐藤先生おっしゃるとおり全く意味がないと思うんですけれども。

【佐藤委員】 今の段階で実現することが、確率としてはすごい低いですよ、これ。それを今変えて、それを承認するというのは、なかなか私らも難しいんじゃないですかね。可能性としてあるのであれば頑張っていたきたいと思うんですけれど。もう少し現実的なものにしていきたい。それが次の中期計画につなげられるような施策が、必要であれば外国の方の採用とか、よその病院もありますからね。全員こっちに来てくれるわけではないですからね。次はそういうのを考えながらしていった。

【山下行政部長】 行政部長の山下でございます。今回、総務局長意見つけさせていただいたところの、そもそものきっかけというのは、先生方、当然お感じになられていたように、この中期計画の変更、実現可能性というのは、結論ありきの見込めないものではないかというのに端を発しているところで、それをいろいろ分析したところ、一般病床の目標の立て方であったり、療養病床の目標の立て方が、現実離れした前提条件に基づいて達成を見込んでいるということが非常に今回の計画変更の弱いところというか、言い方がちょっとあれですけど、不誠実なところがあるのではないかと思うところでございます。

ですので、先生方おっしゃっていたように、ちゃんとした実現可能性のあるものになっているのかどうかについての、忌憚のないご意見をいただいた上で、次の中期計画に向けてどうしていったらいいのかについて、アドバイスといいますか、ご示唆いただくことによって、所管所属はモニタリングしますと言うてますので、所管所属にモニタリングしている経過も報告いただく必要があると思いますし、これが仮に結果的に達成できなかったときの次の計画の策定について、当委員会の意見を踏まえた計画変更をきちっと作るとい

うことで、次につながる感じになればいいのかなというふうには考えて、そういう問題意識もこめて、総務局長意見という形で入れさせていただいたところでございます。

【佐藤委員】 今の資金が段々と5,000万円ずつ減っていきますけども、いい計画を立てても減っていくことは事実なので、それよりもそれにどう対応するかっていうのを今から考えておかないといけない。現実も見ろっていうのが必要なと思いますので、現実的な計画を立て直していただいて、次の中期計画について抜本的な病院の在り方とかもありますけど、つなげていっていただきたいなと思いますけどね。

【堀野委員長】 確かに、財務運営がしっかりできているかっていうことの確認のための目標値なので、これが実現可能性がないものを取りあえず目標で立てますとして、そのモニタリングをしたところで目標達成できないのであれば、計画として意味がないっていうのはおっしゃるとおりだと思うので、そうすると見直しをもう一回していただくというほうがいいですかね。ちょっと計画としては実現可能性が乏しいと考えられるため、実績値等に鑑みた計画を再度検討いただきたいという。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。
では、またちょっと叩き台を事務局のほうで作成させていただきます。

(6) 大阪市高速電気軌道(株)の中期計画の変更について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題ですが、審議の都合上順番を入れ替えて、(6)の「大阪市高速電気軌道株式会社の中期計画の変更について」を次の議題とします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

大阪市高速電気軌道株式会社において中期計画が変更され、所管所属である都市交通局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくお願いいたします。また、本中期計画において、事業経営評価にあたっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、あわせてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【都市交通局】 都市交通局監理担当課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

当局の所管団体でございます、大阪市高速電気軌道株式会社、Osaka Metroの中期計画の変更についてご報告させていただきます。今回ご報告する中期計画につきましては、本年4月に変更されたものでございまして、当局内での内容精査や審議を終え、本日ご報告させていただきますものでございます。

資料は50番の中期計画変更メトロというファイルをご覧ください。まずは変更箇所について概要をご説明いたします。資料の2ページ目と3ページ目、中期計画の概要をご覧ください。以前の計画から変更は2点ございます。変更箇所は見え消し表記としておりますのでご確認ください。

まず1点目でございますけれども、本件団体は対象事業活動の目標としまして資料2ページ目の右下の通り指標を2つ設定しておりますが、この内の指標の2番のエレベーターの増設設置完了駅数の目標値を変更しております。

次に、2点目の変更箇所でございますが、3ページ目の左上、財務運営についての指標、Osaka Metro単体の営業利益の令和6年度目標値を変更いたしました。

具体的な変更内容について、資料2ページに戻っていただきまして、対象事業活動に係る変更からご説明させていただきます。資料2ページ目の右下のエレベーターの増設設置完了駅数の目標値をご覧ください。令和7年の目標値を6駅から4駅へ、令和7年度、令和8年1月から3月までのこの目標値を4駅から6駅へと変更しております。

変更の詳細につきましては、資料少し飛びまして、4ページ目の中期計画変更の概要別紙をご覧ください。上から2つ目の表でございます、資料2、エレベーター設置完了駅数をご覧ください。左側の暦年ベースになりますけれども、令和7年中に6駅の完了を予定していましたが、1駅につきましては工事受注者廃業による再入札を実施したことから、もう1駅につきましては埋設管の移設協議に時間を要したことから2駅分のエレベーター設置完了時期が令和8年にずれ込んだことで目標値を変更しております。工事の受注業者廃業による再入札につきましては、既に新たな受注業者との再契約を終えておりまして、中期計画である期間中には工事完了予定と確認しております。また、埋設管の移設協議につきましては、エレベーター設置の際に干渉する、下水道管の移設につきまして、施設管

理者との検討・協議・手続きが必要でございますけれども、特殊な下水管が使用されていたことで、当初見込んでいた期間では対応できなかったものと確認しております。こちらにつきましても、中期計画の期間中には完了の目処が立っているとのことでございます。

この対象事業活動に係る変更について所管所属の見解を説明させていただきます、資料戻りまして3ページをご覧ください。6番、所管所属の見解の2つ目の括弧。事業運営の指標の目標値になります。当局としましては、変更後の目標値につきましては、工事受注業者廃業による再入札、埋設管の移設に係る協議等に時間要したことからスケジュールを見直したものであり、やむを得ないというふうに考えております。

次に、財務運営の目標に係る変更についてご説明いたします。同じく3ページの上段の5番ですね。財務運営についての目標をご覧ください。指標、Osaka Metro単体の営業利益の令和6年度目標値を270億円から310億円へ見直しいたしました。見直しの詳細につきましては、次の4ページの中期計画変更の概要別紙をご覧ください。上から3つ目の表、営業利益の目標値になります。今回の変更では40億円の営業利益の増加を見込んでおります。目標値の変更理由は鉄道運輸収入の増加や、人件費の減、減価償却費の減などを見込んだことにより、利益が増加するというものでございます。

資料戻っていただきまして、3ページをご覧ください。所管所属の見解の4つ目の括弧、財務運営の指標の目標値をご覧ください。当局としましては、変更後の目標値は前回計画策定時点からの変更要素を反映したもので鉄道運輸収入の増加でありますとか、人件費の減、減価償却費の減などを勘案したものであり目標値としては妥当な数値であると考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

一点お伺いしたいんですけど、目標値を令和6年度だけ修正されて、令和7年度は手をつけられなかった理由をお伺いできますでしょうか。と申しますのは、4ページのところの右の列の上から3番目の表のところで、令和6年度は定期が94%ということで、ただ令和7年度は定期が93%で、また下がってしまうというのは、ちょっと考えにくいので、そうすると令和7年度も併せて見直しをされてもよかったのかなと思いますので、その辺りされなかった理由をお伺いしてもよろしいですか。

【都市交通局】 ご回答します。都市交通局です。

令和6年度の目標値につきましては、会社のほうで2024年度の事業計画の策定に伴い見直したものでございます。その際におきましても、令和7年度の数値を改めてということも、もちろん会社のほうでも検討しておりますけれども、現時点におきましては、当初の見込みと乗車人員の見込みにつきましても、計画通りの目標値でいこうということと判断して、そのまま据え置いたということとございまして、見直していないということではなくて、一旦見直しの作業もしておりますけれども、現行のままで置いておくべきだろうということとございます。

【上崎委員】 では検討と見直しはされたということで。分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。

令和5年度の実績は353億円ということですよ。今回310億円ということで、減益になるということを見込んでいるというふうに理解してよろしいですか。その理由をちょっと教えていただけますでしょうか。

【都市交通局】 おっしゃるとおりでして、令和5年度の実績はちょっと次の議題にも係ることなんですけれども、令和5年度の実績は353億円でして、それに比べて令和6年は310億円、すこし減益を見込んでいることになります。

これにつきましては、運輸収入のほうは、乗車人員の回復によりまして増加する見込みを立てております。その一方で、万博対応の関係でいろいろ委託費が増加したり、費用の面で、後は設備投資の関係で減価償却費が増えるということで、費用が増えるという見込みを立てておりまして、収入の増を費用の増が上回るだろうということで、減益の予想を見込んで立てているという状況でございます。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

工事業者の廃業の件があったんですけど、これもちろん事前には信用調査されていたんですけども、廃業することっていうのは想定できなかったということとよろしいでしょうか。

【大阪市高速電気軌道株式会社】 おっしゃるとおりで、当然、我々も業者登録をする

際は厳格な審査を行っているところですが、廃業までは見込めなかったというところです。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

答申については次の議題と合わせて取りまとめて行いたいと思います。

(4) 大阪市高速電気軌道(株)の令和5年度経営評価(財務運営の実績)について

【堀野委員長】 それでは続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。ご説明いたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

都市交通局において所管する外郭団体である大阪市高速電気軌道株式会社の令和5年度経営評価(財務運営の実績)について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【都市交通局】 それでは引き続き、都市交通局監理担当課長の岡田でございます。

当局の所管団体であるOsaka Metroの令和5年度の財務運営の実績に係る事業経営評価についてご説明いたします。

資料は60番の事業経営評価、メトロのファイルになります。それでは、資料2ページ目の令和5年度事業経営評価をご覧ください。黄色の部分になります。年度計画達成状況につきまして、営業損益単体の令和5年度の目標値、240億円に対しまして、実績値は353億円という結果になりました。これを受けまして、次のオレンジ色の部分、外郭団体の自己評価欄につきまして説明いたします。中期計画に対する進捗状況は順調となっております。

当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価は、営業収益は鉄道の乗車人員の回復やバリアフリー料金制度導入などにより、1,627億円、営業利益は、車両新造・更新等による減価償却費の増加等があったものの、運輸収入の増加や効率的な運営の推進により、353億円となり、年度計画の目標値を達成することができました。

最終目標中期計画達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組につきましては、2023年7月にOsaka Metro Groupの中期経営計画の改訂版を策定し、交通事業の進化を基に安定的な収支構造への変革に取り組み、また、非交通事業での事業拡大にも努め、2025年度には、その年度以降の継続的な成長の基盤となり得る規模の営業収益・営業利益の創出力の確立を目指すこととしていると評価しています。

次の青色の専門家の評価欄でございます。効率的な運営に引き続き取り組みながら、昨今の人流増加機会を捉え、昨年度から倍増する353億円の営業利益を出したことは、評価したい。今後、交通事業を進化させるとともに、新規事業の取組も加速し、安定した収益基盤を確立して事業の持続性を高めていただきたいとの評価をいただいております。

次の緑色の市の審査欄ですが、中期計画に対する進捗状況は、アの順調。審査の結果は運輸収入の増加等により目標値を達成しており、当該団体の自己評価は妥当であると判断いたしました。

最後の紫色の部分になります、市の評価欄につきましては、安全・安心及び快適性や利便性の向上、効率的な運営の推進に継続的に取り組み、目標値を大きく上回る利益を確保したことを高く評価する。引き続き、本業である鉄道事業を安定的に運営した上で、中期経営計画の達成に向けて取り組まれたいとしております。

所管局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

それでは、答申、まず中期計画の変更のほうですけれども、こちらは特にはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 この事業経営評価のほうも特に同意というか、問題ないということで。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(8) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 22 条第 1 項に基づ

＜報告について＞

【堀野委員長】 それでは、続いての議題ですが、審議の都合上順番を入れ替えて、（８）の「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第22条第１項に基づく報告について」を次の議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

今般、大阪港湾局が所管する監理対象団体である株式会社大阪港トランスポートシステムにおいて、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第４条第８項に抵触する事実がありました。これを受け、大阪港湾局から大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第22条第１項に基づく報告がありましたので、その内容を当委員会へご報告させていただきます。

詳細につきましては、法人担当課長代理の宮下からご説明させていただきます。

【宮下法人担当課長代理】 ご報告します。

資料80番をご覧ください。大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第22条第１項に基づく報告です。

資料１ページ目をご覧ください。大阪港トランスポートシステムの就業規則では、早期退職を含む大阪市定年退職者へは退職金を支給しないとしており、大阪市の普通退職者を平成23年に雇用した際、労働条件通知書において退職金を支給することとしていたため、弁護士相談を踏まえ、退職金を支給したものです。再発防止策として同様の従業員はいないとのことですが、所管所属からＯＴＳに対し就業規則を改正し規程に沿った雇用条件で雇用するよう指導するとのことです。

続きまして資料２ページ目になりまして、大阪市退職者の外郭団体等への再就職等に関するガイドラインの経過についてご説明いたします。再就職先への退職金支給について退職者指針規程の施行以前はこのガイドラインにより制限されておりました。平成18年６月にガイドラインが制定され、従業員としての再就職についても退職金は廃止されました。適用対象は本市退職者すべてとされており、本市退職者を定義する規程はありませんでした。平成24年12月にガイドラインが改正され、本市ＯＢ職員は勤続期間が20年以上であったものと規定されました。平成29年10月のガイドライン改正時には本市ＯＢ職員は勤続期間が20年以上、または管理職に就いたことがある者と規定されました。令和２年には現在の要綱と退職者指針規程が施行され、ガイドラインは廃止されましたが、本市退職者の定

義と退職金不支給について変更はありません。

ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いいたします。特によろしいですかね。

これは雇用条件では支給するというふうになっているので支払わなければいけないと。その雇用条件がこのガイドラインに沿ってなかったという。この方の就職されたときのガイドラインが適用されるという。そういうことになるんですかね。

【上塚法人担当課長】 本来は、例えば今の新しい要綱に経過措置、何年以上前の退職者はこう取り扱うというのがあればそこを適用しにいくということになろうかと思います。ただ、経過措置が特段今の要綱でも定められていないというところで、雇用条件上は恐らく再就職したときの規程を見に行くんですけれども、退職時に退職金を支払うかどうかというところの判断については、規程的には今の要綱なり退職者指針規程に基づいてそれに合致しているかどうかというところで見に行くのかなと思っております。

【堀野委員長】 分かりました。どちらにしてもちょっと抵触ということで。ほかもよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

(9) 大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募選考結果について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題ですが、審議の都合上順番を入れ替えて、(9)の「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく役員公募の結果について」を次の議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

今年度改選された団体の役員の採用にあたり実施された公募選考の結果について、前回ご報告したものの以降で報告があった内容を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

詳細につきましては、法人担当課長代理の宮下からご説明させていただきます。

【宮下法人担当課長代理】 ご報告いたします。

資料70番をご覧ください。役員公募選考結果一覧です。1 ページ目をご覧ください。前回の委員会で報告できませんでした、大阪シティバスの代表取締役社長についての公募選考結果です。選考委員会の構成、応募者数、選考過程と最終合格者の退職時補職を記載しております。2 ページ目以降は、役員公募選考手続報告書です。3、4 ページ目は選考基準、5 ページ目は応募者の評価点数です。

事務局としましては適正に選考がなされたと考えております。退職者指針規程第3条第8項により評価委員会は当該監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、当該報告の内容について調査審議し意見を述べるものとすると言われておりますので、評価委員会としてご意見等がございましたら、よろしくお願いします。

ご説明は以上です。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

これは特には意見がないということでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、次の案件に移ります前に、これより委員会を非公開としますので、関係者以外の方はご退出願います。